

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 清水町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.5%
全職員	57.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.6%
本庁課長補佐相当職	95.9%
本庁係長相当職	97.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.2%
31～35年	86.4%
26～30年	86.9%
21～25年	84.0%
16～20年	68.8%
11～15年	79.9%
6～10年	90.6%
1～5年	109.6%

【説明欄】

- ・該当のないものについては、「—」と記載しました。
- ・全職員のうち、女性の会計年度任用職員が約4割を占めることが、男女の給与の差異に影響しています。
- ・勤続年数の短い職員については、女性の育児休業取得者が男性よりも多いことが、男女の給与の差異に影響しています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。